譲渡契約の条項に違反したときは、当該土地又は当該借地権を買い戻すことができることを譲渡の条件としなければならない。ただし、第二十三条第三項の規定による譲受人に譲渡する場合においてはこの限りでない。

第二十七条・第二十七条の二　［略］

第二十八条　法第三十五条の二第二項に規定する主務大臣が定める譲渡価額は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　法第十九条第一項第三号ホに規定する者に対する同号の貸付金に係る一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権を第二十三条第二項の規定による譲受人に譲渡する場合における一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権の譲渡価額は、取得造成費、一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権を取得し、一団地の土地を造成するため借り入れた資金の利息（公庫以外の者から借り入れた資金については、その額に利率年九パーセントを乗じて得た額を限度とする。）、取得造成費から当該借り入れた資金に相当する額を差し引いた額に利率年七・五パーセントを乗じて得た額、保証料等並びに管理費及び譲渡事務経費について公庫が承認した額を合計した金額

［2・3　略］

（合理的土地利用耐火建築物等内の住宅の譲渡価額その他譲渡の条件）

第二十九条　令第一条の三第一項第八号に規定する資金の貸付けを受けた者で当該貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を譲渡するもの（包括承継人を含む。以下「合理的土地利用耐火建築物等内住宅譲渡人」という。）は、当該住宅又はその建設若しくは購入に付随して取得した土地若しくは借地権で当該貸付金に係るものを譲渡するときは、次の各号に定めるところに従つてしなければならない。

［一～四　略］

2　［略］

譲渡契約の条項に違反したときは、当該土地又は当該借地権を買い戻すことができることを譲渡の条件としなければならない。ただし、第二十四条第三項の規定による譲受人に譲渡する場合においてはこの限りでない。

第二十八条・第二十八条の二　［同上］

第二十九条　法第三十五条の二第二項に規定する主務大臣が定める譲渡価額は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　法第十九条第一項第三号ホに規定する者に対する同号の貸付金に係る一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権を第二十四条第二項の規定による譲受人に譲渡する場合における一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権の譲渡価額は、取得造成費、一団地の土地又は一団地の土地に係る借地権を取得し、一団地の土地を造成するため借り入れた資金の利息（公庫以外の者から借り入れた資金については、その額に利率年九パーセントを乗じて得た額を限度とする。）、取得造成費から当該借り入れた資金に相当する額を差し引いた額に利率年七・五パーセントを乗じて得た額、保証料等並びに管理費及び譲渡事務経費について公庫が承認した額を合計した金額

［2・3　同上］

（合理的土地利用耐火建築物等内の住宅の譲渡価額その他譲渡の条件）

第三十条　令第一条の三第一項第八号又は第九号に規定する資金の貸付けを受けた者で当該貸付金に係る合理的土地利用耐火建築物等内の住宅を譲渡するもの（包括承継人を含む。以下「合理的土地利用耐火建築物等内住宅譲渡人」という。）は、当該住宅又はその建設若しくは購入に付随して取得した土地若しくは借地権で当該貸付金に係るものを譲渡するときは、次の各号に定めるところに従つてしなければならない。

［一～四　略］

2　［略］

［条を削る。］

［一～四　同上］

2　［同上］

（特定中高層耐火建築物内の住宅の譲受人の選定）

第三十一条　第十九条から第二十一条まで（第二十条第一項第三号を除く。）及び第二十二条第一項の規定は、令第一条の三第一項第八号に規定する資金の貸付け（土地担保貸付けの貸付金額の限度における貸付けで当該貸付けに係る住宅の戸数が二十戸以上であるものに限る。）を受けた者で当該貸付金に係る特定中高層耐火建築物内の住宅を譲渡するもの（包括承継人を含む。以下「特定中高層耐火建築物内住宅譲渡人」という。）が譲渡する当該貸付けに係る住宅の譲受人の選定方法について準用する。ただし、住宅を賃貸する事業を行う者に当該貸付けに係る住宅を譲渡する場合その他公庫が適当と認める場合は、この限りでない。

2　前項において準用する第十九条から第二十一条まで（第二十条第一項第三号を除く。）及び第二十二条第一項に定めるところに従つて譲受人を選定した後なお譲受人が決定しない住宅が存する場合においては、特定中高層耐火建築物内住宅譲渡人は、公庫の承認を得て、前項において準用する第十九条から第二十一条まで（第二十条第一項第三号を除く。）及び第二十二条第一項に規定する方法によらないで譲受人を選定することができる。

第三十二条～第三十八条　［同上］

第三十条～第三十六条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。